

現状確認書

年 月 日

(提出先)

大阪市水道局長

住所 区

氏名

次のとおり、大阪市工業用水道事業給水条例第 32 条第__号の規定に違反していることを確認いたしました。

| | | | |
|-----------|-------|------|--|
| 給水施設所在地 | 区 | | |
| ご使用者名 | 様 | | |
| お客さま番号 | | | |
| マスタ番号 | | 水栓番号 | |
| 現状確認日時 | 現状確認者 | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 違反概要 | | | |
| 備考 | | | |

大阪市工業用水道事業給水条例（抜粋）

（違反処分）

第32条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- （1） 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき
- （2） 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき
- （3） 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき
- （4） 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第33条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。